

下関市排水設備等工事検査基準

平成19年4月1日施行

平成27年4月1日改正

(目的)

第1条 この基準は、下関市下水道条例（平成17年条例第290号。以下「条例」という。）第6条に規定する排水設備の工事の検査及び条例第16条に規定する除害施設等の工事の検査（以下「検査」という。）について、別に定めるものを除き必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 検査対象は、排水設備及び除害施設等の工事とし、当該工事に関連している排水設備等がある場合これを含むものとする。ただし、排水設備及び除害施設等の構造又は水質に影響を及ぼすおそれのない工事については、検査の対象外とすることができる。

(検査の手続及び時期等)

第3条 条例第7条第1項に規定する指定工事店及び除害施設等の工事の施工者（以下「指定工事店等」という。）は、下関市下水道条例施行規程第6条第1項に規定する排水設備の新設等工事完了届（以下「完了届」という。）を提出する前に、次の各号に定める確認等を行うこと。

- (1) 完了届中の排水設備等検査調書（自己検査）欄の記載事項に基づき、自己検査を行うこと。
- (2) 排水の確認の変更又は除害施設等の審査を受けたときは、設計図、仕様書等関係書類と合致させること。
- (3) 外面から確認困難な箇所、特に必要な箇所は適宜写真を撮り、検査の際提示できるようにすること。

2 検査は、毎月25日までに完了届が提出された工事について、翌月末日までの間で上下水道事業管理者（以下、「管理者」という。）が指定する日時に行う。ただし、次条に規定する立会者に特別の事

情がある場合は、これを変更することができる。

(立会者)

第4条 排水設備の工事の検査には当該工事を施工する指定工事店の責術技術者が、除害施設等の工事の検査には当該工事の施工者、監督者又は責任者が立ち会わなければならない。

(検査の方法)

第5条 検査は、現地において、当該工事が法令、契約書、設計図書及び仕様書と対照し合致しているか確認することにより行う。

2 検査において、外部より検査を行い難いときは、工事記録及び工事写真により認定することができる。

3 検査において、特に必要があると認めるときは、一部を取り壊して検査することができる。

(手直しの指示等)

第6条 検査職員は、検査の結果、手直しを必要と認めたときは、完了届中の排水設備の新設等工事完了検査結果指示事項により、指定工事店等に指示しなければならない。

2 前項の指示を受けた指定工事店等は、当該指示を受けた日から起算して、3日以内にこれを履行しなければならない。

3 検査職員は、前項の履行期限を必要に応じて、7日を超えない範囲において、延長することができる

4 指定工事店等は、手直しを完了したときは、完了届中の指示事項完了報告書により、管理者に報告しなければならない。

5 検査職員は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ再検査を行うことができる。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(経過措置)

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

この基準は、平成27年4月1日から施行する。